

子ども遠距離通院 交通費助成事業

令和7年10月1日から、治療や入院のために子どもを遠方の医療機関などへ通院させる際に要した交通費の一部を助成します。



対象者

町内在住の0歳から高校生世代までの子どもを養育し、自宅からおおむね100km以上の距離にある医療機関等へ子どもを通院させている保護者

対象となる交通費

令和7年10月1日以降に、医療保険の対象となる医療を受けるために、子どもを自宅から医療機関などへ送迎する際の往復交通費

※予防接種、健診など治療目的以外の通院、旅行中、里帰り中の通院は対象外

※有料道路における障がい者割引制度の利用の有無は問いません
(どちらの場合でも対象となります)

助成金額

(上限5,000円)

自宅から医療機関等までの往復距離に1km当たり37円を乗じた額の2分の1

例①：自宅から110kmの距離にある病院
 $220\text{km} \times 37\text{円} \div 2 = \text{4,070円}$

例②：自宅から140kmの距離にある病院
 $280\text{km} \times 37\text{円} \div 2 = 5,180\text{円}$
⇒ 上限額の**5,000円**

申請方法

(手続きに必要な書類、提出先等について)

●必要書類

1. 申請書 (町ホームページからダウンロード可)
2. 医療機関などが発行する領収書、診療明細書等

●提出先

1. 香美町役場健康課
2. 村岡・小代の各地域局

●お問い合わせは●

香美町役場健康課 健康保険係
TEL : 0796-36-1114 (健康課直通)
E-mail : kenkou@town.mikata-kami.lg.jp